

公益財団法人東京都体育協会 理事長 様
公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 理事長 様
一般社団法人東京都レクリエーション協会 会長 様

東京都オリンピック・パラリンピック準備局
スポーツ推進部長 鈴木 研二
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各種事業の取扱について（通知）

平素より、東京都のスポーツ振興事業への御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴団体と共催等により実施する、今年度の各種事業につきましては、日本スポーツ協会「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び東京都等が示すガイドラインに沿い、適切な感染予防対策を講じたうえで、注意をしながら実施するようお願いしているところです。

さて、現下の新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、都は、都立施設について、年末年始の休館期間を令和 3 年 1 月 1 1 日（月・祝）まで延長することとなりました。

こうした対応を踏まえ、令和 3 年 1 月 1 1 日（月・祝）までに予定されている各事業につきましては、参加者や主管団体等に支障があるものを除き、可能な限り、実施を見合わせるなど、適切な対応をお願いいたします。なお、事業を実施する場合には、感染防止対策を一層徹底していただくようお願いいたします。

年末のお知らせで大変恐縮ではございますが、ご理解・ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

記

1 対象事業

(1) 事業対象期間が通年（令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日）の事業

- ア シニアスポーツ振興事業
- イ ジュニア育成地域推進事業
- ウ 競技力向上事業
- エ トップアスリート発掘・育成事業
- オ スポーツ・インテグリティ推進事業
- カ テクニカルサポート事業
- キ アスリート・キャリアサポート事業
- ク 都民参加事業

(2) スポーツ大会等の事業（上記を除く）

- ア 都体協との共催事業
- イ 事業団との共催事業
- ウ 都レク協との共催事業

2 送付資料

都立スポーツ施設等における一部利用中止等について

(令和 2 年 1 2 月 2 2 日付、東京都新型コロナウイルス感染症対策本部)

(参 考)

- ▶令和 2 年 1 2 月 1 7 日知事記者会見（「年末年始コロナ特別警報」の発出）
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/12/17.html>
- ▶令和 2 年 1 2 月 2 1 日第 45 回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料（令和 2 年 12 月 21 日）「02 対策会議スライド（PDF 812.8KB）」6 ページ「都立施設の取り扱いについて」
<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/saigai/1007288/1012522.html>
- ▶令和 2 年 1 2 月 2 1 日知事記者会見（都立施設の取り扱いについて）
<https://www.metro.tokyo.lg.jp/tosei/governor/governor/kishakaiken/2020/12/21.html>

以 上